

議案第 4 3 号

専決処分の承認を求めるについて

地方自治法第 1 7 9 条第 1 項の規定により、別紙のとおり専決処分したので、同条第 3 項の規定により報告し、承認を求める。

令和 4 年 6 月 6 日提出

宇治市長 松 村 淳 子

(提案理由)

地方自治法第179条第1項の規定により専決処分したため、同条第3項の規定により、承認を求めるため提案するものであります。



専 決 処 分 書

専決第1号

宇治市市税条例の一部を改正する条例を制定するについて、地方自治法
第179条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分する。

令和4年3月31日

宇治市長 松 村 淳



宇治市条例第15号

宇治市市税条例の一部を改正する条例

宇治市市税条例（昭和51年宇治市条例第1号）の一部を次のように改正する。

第44条第9項中「第321条の8第60項」を「第321条の8第62項」に、「、同条第60項」を「、同条第62項」に改め、同条第15項本文中「第321条の8第69項」を「第321条の8第71項」に改める。

第80条の2本文中「の閲覧」を「（同条第1項ただし書の規定による措置を講じたものを含む。）の閲覧」に改める。

第80条の3中「証明書」を「証明書（同条ただし書の規定による措置を講じたものを含む。）」に改める。

附則第8条の2中「、第15項から第17項まで、第19項、第21項、第26項若しくは第33項から第35項」を「、第14項から第16項まで、第18項、第20項、第25項若しくは第32項から第34項」に改める。

附則第8条の3第3項中「附則第15条第16項」を「附則第15条第15項」に改め、同条第4項中「附則第15条第27項第1号イ」を「附則第15条第26項第1号イ」に改め、同条第5項中「附則第15条第27項第1号ロ」を「附則第15条第26項第1号ロ」に改め、同条第6項中「附則第15条第27項第1号ハ」を「附則第15条第26項第1号ハ」に改め、同条第7項中「附則第15条第27項第1号ニ」を「附則第15条第26項第1号ニ」に改め、同条第8項中「附則第15条第27項第2号イ」を「附則第15条第26項第2号イ」に改め、同条第9項中「附則第15条第27項第2号ロ」を「附則第15条第26項第2号ロ」に改め、同条第10項中「附則第15条第27項第2号ハ」を「附則第15条第26項第2号ハ」に改め、同条第11項中「附則第15条第27項第3号イ」を「附則第15条第26項第3号イ」に改め、同条第12項中「附則第15条第27項第3号ロ」を「附則第15条第2

6項第3号ロ」に改め、同条第13項中「附則第15条第27項第3号ハ」を「附則第15条第26項第3号ハ」に改め、同条第14項中「附則第15条第30項」を「附則第15条第29項」に改め、同条第15項中「附則第15条第34項」を「附則第15条第33項」に改め、同条第16項中「附則第15条第35項」を「附則第15条第34項」に改め、同条第17項中「附則第15条第46項」を「附則第15条第43項」に改める。

附則第8条の4第8項各号列記以外の部分中「熱損失防止改修住宅」を「熱損失防止改修等住宅」に、「熱損失防止改修専有部分」を「熱損失防止改修等専有部分」に、「熱損失防止改修工事」を「熱損失防止改修工事等」に改め、同項第4号から第6号までの規定中「熱損失防止改修工事」を「熱損失防止改修工事等」に改め、同条第10項各号列記以外の部分中「特定熱損失防止改修住宅又は」を「特定熱損失防止改修等住宅又は」に、「特定熱損失防止改修住宅専有部分」を「特定熱損失防止改修等住宅専有部分」に、「熱損失防止改修工事」を「熱損失防止改修工事等」に改め、同項第4号から第6号までの規定中「熱損失防止改修工事」を「熱損失防止改修工事等」に改める。

附則第10条第1項中「100分の5」を「100分の5（商業地等に係る令和4年度分の固定資産税にあつては、100分の2.5）」に改める。

附則第18条第1項中「100分の5」を「100分の5（商業地等に係る令和4年度分の都市計画税にあつては、100分の2.5）」に改める。

附 則

（施行期日）

第1条 この条例は、令和4年4月1日から施行する。

（固定資産税に関する経過措置）

第2条 改正後の宇治市市税条例（以下「新条例」という。）の規定中固定資産税に関する部分は、令和4年度以後の年度分の固定

資産税について適用し、令和3年度分までの固定資産税については、なお従前の例による。

（都市計画税に関する経過措置）

- 2 新条例の規定中都市計画税に関する部分は、令和4年度以後の年度分の都市計画税について適用し、令和3年度分までの都市計画税については、なお従前の例による。